

川越市立図書館資料複写サービス実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川越市立図書館（以下「図書館」という。）が行う資料複写サービスの実施に関し、川越市立図書館管理規則（昭和59年教育委員会規則第7号）第15条で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(複写の要件)

第2条 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、図書館が所蔵する図書、新聞、雑誌及びその他公表された資料（以下「図書館資料」という。）並びに図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書のうち貸出館で複写を許可している図書（以下「借受図書」という。）の一部分の複写物を、一人につき一部提供することができる。ただし、図書館資料及び借受図書のうち、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部についても提供することができる。

2 前項のほか、次の各号に掲げる場合に、図書館資料及び図書館が契約するオンラインデータベース等の複写物を提供することができる。

- (1) 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料について複写する場合
- (2) 著作権者等から複写に係る許諾を得た図書館資料について、その許諾の範囲内で複写する場合
- (3) 著作権の目的となっていない図書館資料を複写する場合
- (4) 著作権が消滅した図書館資料について複写する場合
- (5) 図書館が契約するオンラインデータベース等について、許諾又は契約上定められた範囲内で複写する場合

(複写の制限)

第3条 次の各号に掲げる場合は、複写の申込みに応じないものとする

る。

(1) 寄託資料等で、その寄託等の条件として複写を制限されている場合

(2) 技術的に複写が困難な場合

(3) 複写によって図書館資料に損傷を与えるおそれがある場合

(4) 図書館の複写処理能力を超える枚数の申込みがあった場合

(5) その他館長が複写することが適当でないと認めた場合

(複写物の郵送)

第4条 郵送に要する経費は、申込者が負担するものとする。

(複写サービスの時間)

第5条 複写サービスは、図書館の開館時間内に行うものとする。

(複写料金)

第6条 複写料金は申込者が負担するものとし、料金は次のとおりとする。

種 別	料 金
白黒 B5・A4・B4・A3	1枚につき10円
白黒 A2	1枚につき20円
カラー B5・A4・B4	1枚につき50円
カラー A3	1枚につき80円

(著作権法上の責任)

第7条 複写物の使用によって生ずる著作権法上の責任は、申込者が負うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。